

議案第 38 号

白岡市学童保育所条例の一部を改正する条例

白岡市学童保育所条例（平成 5 年白岡町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表菁莪児童クラブの項の次に次のように加える。

菁莪第二児童クラブ	白岡市上野田 101 番地 1	35 人
-----------	-----------------	------

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

令和 7 年 6 月 11 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

菁莪第二児童クラブを設置することに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。